

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月29日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市東淀川区淡路2丁目7番10号	
氏名 宗教法人 在日本南プレスビテリアンミッション	
代表役員 石田 武	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6322-2250	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	宗教法人 在日本南プレスビテリアンミッション 淀川キリスト教病院
事業場の所在地	大阪府大阪市東淀川区柴島1-7-50
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:病院
②事業の規模	581床
③従業員数	1,636人(令和6年5月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙2-1、別紙2-2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	1103 t	t
	（これまでに実施した取組） ・針刺し事故防止や感染防止の観点より、安全面が最優先である ・患者数や医療資源投入の必要度などにも左右される 上記利用などにより単純に排出抑制することは難しいが、会議などで感染性廃棄物の分別と適正な管理についての情報共有を行い、他の廃棄物との分別徹底を図りながら、極力、特別管理産業廃棄物の排出抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	1103 t	t
	（今後実施する予定の取組） 分別を徹底し、引き続き排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物は他の廃棄物と区分し、適正に分別管理している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き適正な分別管理に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	1103 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1103 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準を遵守できる優良な産廃処理業者に処理を委託している。また、定期的 に処分場視察を実施し、適正に処理されているかの確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	1103 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1103 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	優良な産廃処理業者への委託の継続及び定期的な処理状況の現場確認。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1103	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子情報処理組織の使用について既に実施済		
※事務処理欄			

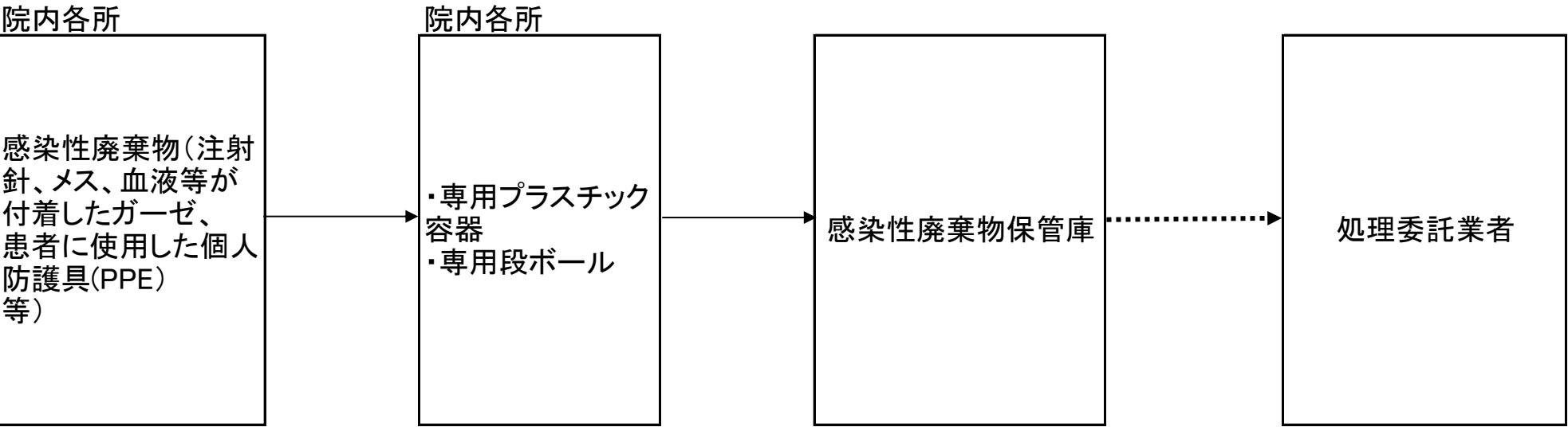
(第6面)

備考

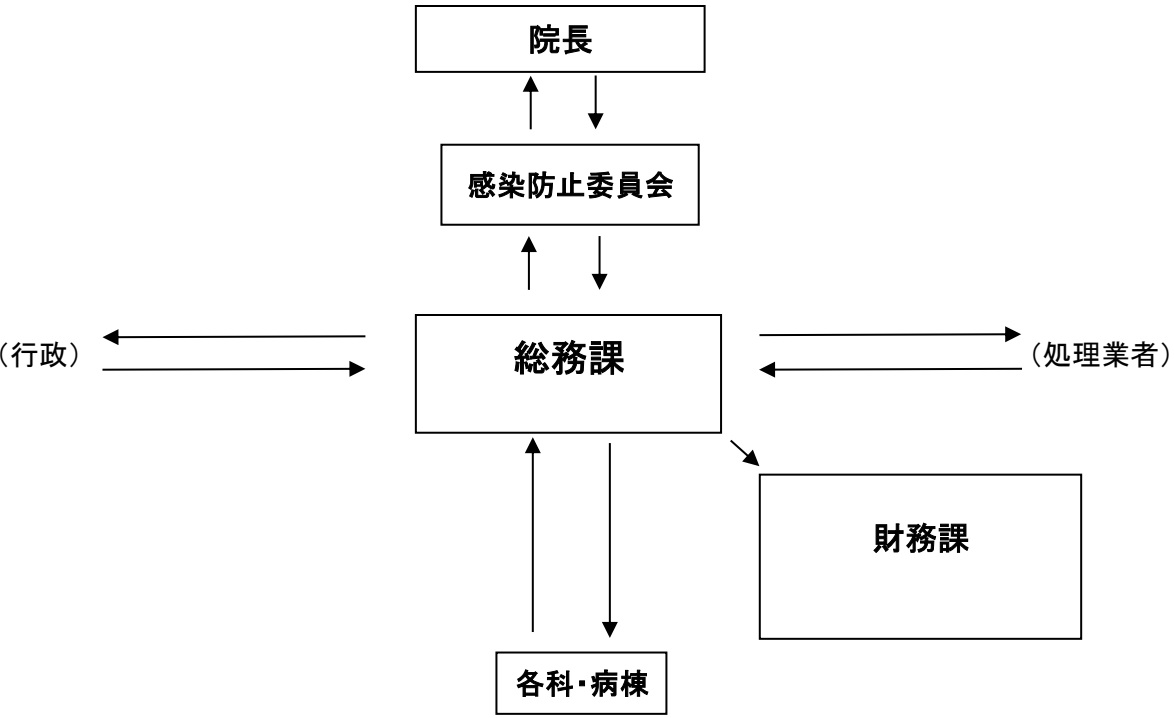
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 8
 - 9 ※欄は記入しないこと。

【特別管理産業廃棄物処理工程フロー】



別紙2-1
【管理体制図】



別紙2-2
【各部署の役割】

部 署	役 割
A 院長	・事故発生時の危険性の判断 上記について必要に応じてBまたはCに指示
B 感染防止委員会	・感染性廃棄物等の発生保管に係る安全性の検討 ・取り扱い内規(マニュアル)の作成とその内容に関する見直しの検討 ・上記内容をA及びCに報告
C 総務課	・処理業務委託の委託契約、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等による院内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量の等の把握 ・取り扱い内規(マニュアル)の遵守徹底 ・委託料金支払いの請求書(月ごと)をDへ渡す ・必要に応じてAまたはBに報告
D 財務課	・委託料金の支払